

< 記入例 >



農地法第5条の規定による許可申請書

令和 元年 4月 1日

石川県知事 様

譲受人 氏名 羽咋 二郎



譲渡人 氏名 羽咋 太郎



下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1. 当事者の氏名、住所および職業

当事者の別	氏名	住所	職業
譲受人	羽咋 二郎	羽咋市旭町ア200番地	会社員
譲渡人	羽咋 太郎	羽咋市千里浜町ホ100番地	農業

2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高および耕作者の氏名

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	普通収穫量 (kg/10a)	耕作者の氏名	市街化区域、市街化調整区域の別
		登記簿	現況					
羽咋市千里浜町ホ	50	田	田	600	一毛作田	550kg	羽咋 太郎	その他
土地登記事項証明書と同じ書き方とすること。								
計		1 筆		600	㎡ (田 600	㎡、畑	㎡)	

3. 転用計画

(1) 転用目的	自己住宅	目的を達成するために、なぜこれだけの転用面積が必要なのかを記載すること。(特に駐車場や資材置場は台数や広さの根拠が必要)
(2) 転用事由の詳細	現在、借家のため住宅を新築するため	
(3) 事業の操業期間または施設の利用期間	令和 元年 10月 1日から 永久 年間	

(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要

工事計画	第1期				第2期				合計		
	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
土地造成				600							600
建築物	木造2階建て住宅	1	200						1	200	
小計		1	200						1	200	
工作物	車庫		50							50	
小計			50							50	
計			250	600						250	600

工期や面積を記載すること。

4. 権利を移転、設定しようとする契約の内容	権利の種類	権利の移転・設定の別	権利の移転・設定の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定・ 移転	許可後	永久	
5. 資金調達についての計画	資金内容		工事内容		
	総事業費 22,800,000 円 自己資金 6,000,000 円 借入金 16,800,000 円 借入先 <input checked="" type="radio"/> 銀行 16,800,000 円 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">借入がある場合は銀行名等を記載</div>	総事業費 22,800,000 円 うち用地買収費 8,000,000 円 農地分 8,000,000 円 その他の土地 円 土地造成費 2,000,000 円 建物建築費 12,500,000 円 工作物建設費 円 道路建設費 円 その他 300,000 円			
6. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	排水溝整備につき、他に影響なし 同意書の添付				
7. その他参考となるべき事項	土地改良事業施行なし				

(記載要領)

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- 3 譲渡人が2人以上である場合等には(別記注)によるものとする。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑畑、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記入する。
- 5 「普通収穫量」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 6 「市街化区域、市街化調整区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

[別記注]

譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。